

地域再生計画（地域再生基盤強化交付金）事後評価調書

都道府県名	三重県	事業実施主体	三重県、松阪市、津市	地域再生計画名	新「みえの地物が一番！」地産地消運動による地域活力向上計画
計画期間	平成22年度～平成26年度				

	指標	基準値		最終目標値		事後評価	最終目標値の実現状況に関する評価		
		基準年度		基準年度	最終実績				
①地域再生計画に記載した数値目標の実現状況	指標 1	「みえ地物一番の日」キャンペーンに参加する店舗数	1,061店舗	H21	1,200店舗	H26	1,503店舗	○	地産地消運動の推進、広域農道や林道の整備効果などにより、目標値を達成できた。
	指標 2	農林道整備による拠点施設へのアクセス改善	—	—	14分	H26	14分	○	広域農道や林道の整備により、目標を達成できた。
	指標 3	「ウッドピア松阪」における取扱量	16万m ³ (76,369m ³)	H21	17万m ³	H26	108,379m ³	△	広域農道や林道の整備効果などにより、平成21年度の取扱実績（76,369m ³ ）から約1.4倍に増加したものの、木材価格の低迷等により木材生産活動は依然として低調であることなどから、目標値の達成はできなかった。
②地域再生計画に記載した数値目標以外の波及効果の実現状況	指標 1	県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量	269千m ³	H21		H26	315千m ³	—	林道整備による効果として、森林へのアクセス改善が図られた結果、素材生産量の増となった。
	指標 2	三重県地方卸売市場における三重県産果実の取扱量比率	26.0%	H21		H26	30.5%	—	三重県地方卸売市場における三重県産青果物の取扱量比率は僅かに減少しているものの、そのうち三重県産果実の取扱量比率は4.5%増となった。
③事業の進捗状況	事業名		整備量（その他の事業では取組内容）		事業の進捗状況に関する評価				
			計画	最終実績					
特別措置を適用して行う事業	広域農道整備事業		4.1km	2.7km	計画に対して約66%の整備実績となったものの、三重県地方卸売市場と道路ネットワークを接続することができ、アクセスが改善された。これにより、三重県地方卸売市場における三重県産果実の取扱量比率が増大し、地産地消運動の推進が図られた。今後、さらなる地産地消運動の推進に向け、引き続き事業実施を行いたい。				
	林道整備事業		12.6km	10.6km	計画に対して約84%の整備実績となったものの、林道整備により森林へのアクセス改善が図られ、県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量の増大へとつながった。さらなる素材生産量の増大に向け、引き続き事業実施を行いたい。				
その他の事業	地産地消運動の推進		地域の特色に応じた地産地消運動の実践、「みえの安心食材」の供給拡大		「みえ地物一番」キャンペーンを、小売店における三重県フェアの開催にあわせて効果的に進めてきた。また、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」では、化学合成農薬と化学肥料を低減した栽培基準等に基づいて生産されている農林畜産物の登録者数が690者、登録件数が1,019件（平成28年3月末）となった。引き続き、県産品に対する消費者の購買意欲の醸成につながる、環境づくりや魅力発信に取り組んでいく必要がある。				
	「三重の木を使おう」推進事業		「三重の木」のPRなどによる需要拡大		品質や規格が明確な「三重の木」認証材等について、出荷量の増大とPR等による需要拡大に取り組んできた。今後、人口減少社会を迎え、住宅着工戸数が伸び悩む中、木材の建築用途でのさらなる利用促進や新たな用途の開拓が必要である。				
計画外で独自に実施した事業	木質バイオマスエネルギー利用促進事業		木質バイオマスの安定供給体制の構築		平成26年11月に県内初の木質バイオマス発電所が稼働するなど、木質バイオマスのエネルギー利用が進んでいる。今後、新たに2箇所の発電施設が稼働予定であることから、木質チップ原料の安定供給に向けてさらなる生産量の増大と生産コストの低減が必要である。				
④事後評価の公表方法	三重県農林水産部治山林道課及び農業基盤整備課のホームページに掲載								
⑤計画全体の総合評価	本地域再生計画では、道整備交付金を活用して広域農道整備と林道整備を一体的に実施することにより、地域内に広がる農地・森林と「三重県地方卸売市場」や「ウッドピア松阪」などの流通拠点とのアクセス改善が図られた。こうした基盤整備が、目標として設定した「ウッドピア松阪における取扱量」の増大につながるとともに、県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量の増大にも寄与したと考えられる。しかしながら、「ウッドピア松阪における取扱量」の目標値は達成できなかったため、引き続き、広域農道や林道の整備とともに、県産材の安定的・効率的な生産体制の構築や利用拡大などを進める必要がある。								
⑥今後の方針等	今後は、平成27年度に策定した「地産地消運動を支える道路整備計画」に基づき、引き続き広域農道や林道などの整備を推進するとともに、「三重の木」のさらなる利用拡大や木質バイオマスのエネルギー利用促進、県産農林水産物の需要拡大などを進め、地域資源を生かした「もうかる農林水産業」の実現による地域の再生をめざす。								